

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年12月9日（平成27年（行個）諮問第197号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行個）答申第13号）

事件名：本人の懲戒処分の根拠となった監察官が作成した申述記録書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「勤務中に携帯株取引，三重の上席国税調査官 懲戒処分」及び「税務職員が勤務中に株取引で停職3カ月 名古屋国税局」という標題の記事に係る処分の根拠となった監察官に対する申述書に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成27年8月12日付け官察23号により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によれば，おおむね次のとおりである（なお，異議申立人が添付している資料は省略する。）。

（1）異議申立書

原処分において，公開しないこととされた部分は，公正かつ違法性のない監察が実施されたかどうかを確認するために必要なものである。

（2）意見書

異議申立人から，平成28年1月18日付け（同月19日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は，処分庁に対して，「懲戒処分の根拠となった監察官に対する申述書」の開示を求めるものである。

処分庁は，異議申立人の懲戒処分の根拠となった，国税庁監察官が作成した申述記録書に記載された保有個人情報を異議申立人が開示を求める保有個人情報として特定し，平成27年8月12日付け官察23号により，

別紙1の不開示とした部分について、法14条2号、7号イ及び同号ニに該当するとして、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対して異議申立人は、「上記決定を取り消し、全部公開決定を求める。」として、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、処分庁が原処分において不開示とした部分（本件不開示部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 国税庁監察官について

国税庁監察官は、財務省設置法26条1項及び4条21号に基づき、国税庁所属職員についてその職務上必要な監察及び国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪等の捜査を行い、必要な措置を採るために設置されているものである。

(2) 法14条2号該当性について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件不開示部分のうち、別紙1において処分庁が法14条2号に該当するとした部分には、異議申立人以外の特定の個人の本籍、住所、生年月日、年齢等が記載されている。

これらの情報は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人が中傷や非難を受けるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの部分は、法14条2号の不開示情報に該当するものと認められることから、不開示とすることが相当である。

(3) 法14条7号イ該当性について

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、非行監察といった監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分のうち、別紙1において処分庁が法14条7号イに該当するとした部分には、異議申立人の懲戒処分を行うに当たり、国税当局が異議申立人以外の者に対して行った事情聴取等を含む非行監察について、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

非行監察においては、監察対象者の職務内容等について公務が適正に実施されているかを確認する目的で、第三者に対する事情聴取等が実施されることがあるが、これらの不開示部分を監察対象者に開示すると、国税当局が行った監察の方法及び国税当局が自らの非行に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。

その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後の自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、監察に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

加えて、当該不開示部分の中には、国税当局が異議申立人以外の者の協力を得て入手した情報が含まれており、これらの情報は、重い守秘義務に担保された監察に係る事務に対する信頼に基づいて提供を受けたものであり、その内容が公にされた場合には、このことを知った関係者においては、監察に係る事務への信頼を失い、じ後、情報提供をちゅうちょし、監察に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(4) 法14条7号ニ該当性について

法14条7号ニは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、職員の懲戒といった人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分のうち、別紙1において処分庁が法14条7号ニに該当するとした部分には、懲戒処分を行うに当たり、国税当局が異議申立人以外の者に対して行った事情聴取等を含む非行監察について、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

非行監察においては、監察対象者の職務内容等について公務が適正に実施されているかを確認する目的で、第三者に対する事情聴取等が実施されることがあるが、これらの不開示部分を監察対象者に開示すると、国税当局が行った監察の方法及び国税当局が自らの非行に関する情報をどの程度把握しているかといった情報を推察させることとなる。その結果、不正な手口により懲戒処分を免れようとする者においては、今後の自らに対する非行監察等への対策を講じることが可能となるなど、職員の懲戒といった人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号ニに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、原処分どおり、別紙1に掲げる部分については、法14条2号、7号イ及びニに規定する不開示情報に該当するとして不開示としたことは妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年1月13日 審議
- ④ 同月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「勤務中に携帯株取引、三重の上席国税調査官懲戒処分」及び「税務職員が勤務中に株取引で停職3カ月 名古屋国税局」というタイトルの記事に係る処分の根拠となった監察官に対する申述書に記載された保有個人情報であり、処分庁は、国税庁監察官が作成した申述記録書に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）のうち、別紙1に掲げる部分（本件不開示部分）を法14条2号並びに7号イ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙1の番号1の不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分のうち、別紙1の番号1に掲げる不開示部分は、申述記録書に添付された「平成23年4月8日付け監察実施報告書」の一部である。

当該不開示部分には、国税庁監察官が開示請求者である異議申立人に対して実施した監察の内容等が具体的に記載されている。

しかしながら、当該不開示部分は、国税庁監察官による監察が実施された際における異議申立人の行動等が記載されているのみで、これは異議申立人が既に知っている情報であるから、これを開示しても、監察に係る事務に関して正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分（別紙2の番号1に掲げる部分）については、法14条7号イに該当しないので、開示すべきである。

(2) 別紙1の番号2ないし番号4の不開示部分について

別紙1の番号2ないし番号4の不開示部分には、異議申立人以外の特定の個人の本籍、住所、生年月日、年齢及び印影の外、当該特定の個人の申述内容等に係る情報が、具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

ア 本籍、住所、生年月日、年齢及び印影の不開示部分について

当該不開示部分には、異議申立人以外の特定の個人の本籍、住所、生年月日、年齢及び印影が記載されているところ、これらは、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法15条2項の部分開示の可否について検討すると、当該特定の個人の氏名が既に開示されていることから、当該部分について部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 申述内容等の不開示部分(別紙2の番号2に掲げる部分を除く。)について

当該不開示部分には、国税庁監察官が、異議申立人に対する非行監察の一環として、異議申立人以外の特定の個人に対して事情聴取等を行って聴取・確認した内容が、具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

これらは、その性質上、異議申立人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、国税庁監察官が行った非行監察の方法や国税庁監察官が把握している情報の内容が推察されることとなり、今後の非行監察への対策を講じることが可能となるおそれがあるほか、事情聴取の対象となる特定の個人が、非行監察の対象者からの批判等を恐れ、自らが認識している事実関係等について申述することをちゅうちょするなど、国税当局に対する情報提供や協力が得られにくくなるおそれがあると認められる。

そして、国税庁監察官の職務について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、国税庁監察官職務規範において、国税庁監察官は、職員に非行があると思料するに至ったときは、行政上の措置を採るため、当該非行容疑の全てを調査しなければならないとされており、首席国税監察官等は、非行事件として行政上の措置を必要と認めるものについては、処分権者に対し、相当の行政処分等が行われ

るよう意見を述べなければならない旨規定されているとのことであった。また、諮問庁から当該職務規範の該当箇所の写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、上記の諮問庁の説明を裏付けるものであった。

したがって、当該部分は、開示することにより、職員の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号ニに該当すると認められるため、同条2号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙2の番号2に掲げる部分について

本件不開示部分のうち、別紙2の番号2に掲げる部分には、原処分において既に開示されている情報と同一の情報又は開示請求者である異議申立人が容易に推測し得る情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者である異議申立人が既に承知している情報と認められ、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報であるから、法14条2号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、同様の理由から、監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれや、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法14条7号イ及びニに該当しない。

したがって、別紙2の番号2に掲げる部分は、法14条2号並びに7号イ及びニの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに7号イ及びニに該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は同条2号並びに7号イ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件不開示部分等)

番号	保有個人情報の情報の名称	不開示対象	不開示部分	不開示理由
1	申述記録書 (5 2 枚目～8 4 枚 目)	6 2 枚目	添付資料「平成 2 3 年 4 月 8 日 付け監察実施報告書」1 頁目の 「実施の状況等」欄の 1 0 行目 より下の部分	2
2	申述記録書 (8 5 枚目～9 5 枚 目)	8 5 枚目～ 9 4 枚目	「本籍, 住所, 生年月日, 年齢」	1 及び 2
			申述内容のうち申述者が申述し た日付を除く部分	1, 2 及び 3
3	申述記録書 (9 6 枚目～1 0 6 枚目)	9 6 枚目～ 1 0 6 枚目	「本籍, 住所, 生年月日, 年齢」	1 及び 2
			申述内容のうち申述者が申述し た日付を除く部分	1, 2 及び 3
4	申述記録書 (1 0 7 枚目～1 2 7 枚目)	1 0 7 枚目 ～1 2 7 枚 目	「本籍, 住所, 生年月日, 年齢」	1 及び 2
			申述内容のうち申述者が申述し た日付を除く部分	1, 2 及び 3
			添付資料	2 及び 3

(注) 申述記録書の「枚目」については, 当該文書の通しの頁を示す。

不開示理由の番号について

1	当該不開示部分には, 開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており, 当該部分を開示することにより, 開示請求者以外の個人を識別することができる情報が明らかとなる, 又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれが認められ, 法 1 4 条 2 号の不開示情報に該当することから不開示とします。
2	当該不開示部分には, 国税庁監察官が実施した具体的な監察内容が記載されており, 当該部分を開示することにより, 適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められ, 法 1 4 条 7 号イの不開示情報に該当することから不開示とします。
3	当該不開示部分には, 国税庁監察官が実施した具体的な監察内容が記載されており, 当該部分を開示することにより, 人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが認められ, 法 1 4 条 7 号二の不開示情報に該当することから不開示とします。

別紙 2（開示すべき部分）

番号	枚目	開示すべき部分
1	62	添付資料「平成23年4月8日付け監察実施報告書」1頁目の「実施の状況等」欄の10行目より下の部分
2	85	9行目2文字目ないし10行目
		11行目の1文字目及び2文字目
		12行目の全て
		13行目の1文字目ないし4文字目
		14行目及び15行目
	96	9行目2文字目ないし10行目
		11行目の1文字目及び2文字目
		12行目の全て
		13行目の1文字目ないし4文字目
		14行目及び15行目
	107	9行目2文字目ないし10行目
		11行目の1文字目及び2文字目
		12行目の全て
		13行目の1文字目ないし4文字目
		14行目及び15行目

（注）「枚目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

表中の行数については、本件対象文書の頁内の枠線、枠外の記載は数えず、「申述記録書」と記載のある行を1行目と数える。

表中の文字数については、句読点及び半角文字（数字・記号）も1文字と数える。